

【はじめに】

今回は、11月に実施しました仕訳チェックを行った結果に基づき、誤りのあった具体的な事例の解説を行いました。今回は、複式簿記特有の会計処理であり、わかりづらい「引当金」の概要について解説します。正確な財務諸表を作成する上で、重要な項目になりますので、考え方をしっかり覚えて下さい。

【Contents】

1. 引当金の概要
2. 各引当金の計算方法

1. 引当金の概要

○引当金とは？

引当金とは、過去の事象の結果としての現在の債務であり、その金額を合理的に見積もれる場合に負債として計上します。

民間企業では、引当金は、右記の**4つの要件**に該当する場合に、計上が必要になります。

市においても、右記の4要件のすべてを満たす場合、当期の負担に属する部分を行政コスト計算書上、当期の費用として計上するとともに、その額を引当金に繰り入れることとなります。

【要件】

- ① **将来の費用または損失**であること
- ② その発生が**当期以前の事象に起因**すること
- ③ **発生の可能性が高い**こと
- ④ その**金額を合理的に見積もることができる**こと

○なぜ引当金計上が必要なのか？

引当金計上が必要となる大きな理由は、適切な財務諸表を作成するためです。まだ支出を行っていない段階であっても、将来、何らかの負担が発生する場合、当期において、その金額を前もって貸借対照表で負債として認識し、行政コスト計算書で費用として計上しておくことで、適切な財務諸表を作成していくこととなります。

なお、引当金という名前から同額の資金が保有されている（引き当てられている）といった誤解をされがちですが、資金（資産）を確保することは必ずしも必要ではなく、あくまでも将来の負担見込みとなる債務としての金額になります。

○引当金の種類

引当金には、大きく分けて2つの引当金があります。①評価性引当金と②負債性引当金です。いずれも将来の負担（不納欠損）に備えるために、評価性引当金、負債性引当金を計上しますが、当該引当金には右記の4つの引当金があります。各引当金の内容については、以下の「2. 各引当金の計算方法」で説明します。

	将来の負担		種類
①	評価性引当金	①-1	不納欠損引当金
		①-2	貸倒引当金
②	負債性引当金	②-1	退職手当引当金
		②-2	賞与引当金

○引当金の算定

引当金の算定は、引当金算定要領※に基づき、未収金や貸付金などを計上する所属において行います。（※ガールーン掲示板 財政課 新公会計制度・複式簿記導入関係）

○共通用語、事項の解説

各引当金で共通の用語、事項について説明します。基本的な用語、事項ですので、しっかりと覚えて下さい。

- ・要引当金額・・・当該会計年度の引当金に計上する金額
- ・引当金繰入額・・・引当金の当期発生額
- ・引当金戻入額・・・引当金の当期戻入額

2. 各引当金の計算方法

①評価性引当金

評価性引当金とは、上記でも説明しましたが、将来の負担に備えるための引当金です。具体的には、未収金や貸付金の金銭債権に対して回収不能額を見積り、資産のマイナス勘定として貸借対照表の借方に計上します。評価性引当金には、①-1. 不納欠損引当金、①-2. 貸倒引当金があり、以下、各引当金について説明していきます。

①-1 不納欠損引当金

市税、使用料等の未収金の一部については、時効の完成等によって不納欠損となる可能性があります。そのため、当該未収金の過年度の不納欠損実績等により不納欠損実績率を算定し、年度末の未収金額を乗じた額を不納欠損引当金として計上します。

<計算方法>

要引当金額の対象債権＝未収金

不納欠損引当金＝当該年度末の未収金計上額×不納欠損実績率（※）（円未満切り上げ）

（※）不納欠損実績率＝ $\frac{\text{過去3ヶ年度の不納欠損額の合計額}}{\text{過去3ヶ年度の未収金及び不納欠損額の合計額}}$

①-2 貸倒引当金

貸倒引当金とは、貸付金の将来の貸倒（不納欠損）に備えて、発生が見込まれる貸倒（不納欠損）を見積もった金額です。そのため、当該債権に係る過年度の貸倒実績率を算定し、年度末の貸付金額に乘じた額を貸倒引当金として計上します。

<計算方法>

要引当金額の対象債権=短期貸付金及び長期貸付金

貸倒引当金=当該年度末の貸付金計上額×貸倒実績率（※）（円未満切り上げ）

（※）貸倒実績率= $\frac{\text{過去3ヶ年度の不納欠損額及び免除額の合計額}}{\text{過去3ヶ年度の未収金及び貸付金額の合計額}}$

<計上区分>

上記の算式により計算した貸倒引当金の要引当金額は、短期貸付金（流動資産）及び長期貸付金（固定資産）の別に算定した上で、それぞれの資産区分に計上することになります。

貸倒引当金計上前

B/S	
貸付金	1,500,000

貸倒引当金計上後

貸借対照表	
貸付金	1,500,000
貸倒引当金	▲ 100,000
	1,400,000

行政コスト計算書	
貸倒引当金繰入額	100,000

②負債性引当金

上記でも説明しましたが、負債性引当金とは、将来の負担に備えるための引当金です。将来の支出の原因（負担義務）が当期以前に発生しているという意味では負債としての性質を有しており、その支出額が確定していないため、引当金として見積り、計上します。負債性引当金には、②-1.退職手当引当金、②-2.賞与引当金があり、以下、各引当金について説明します。

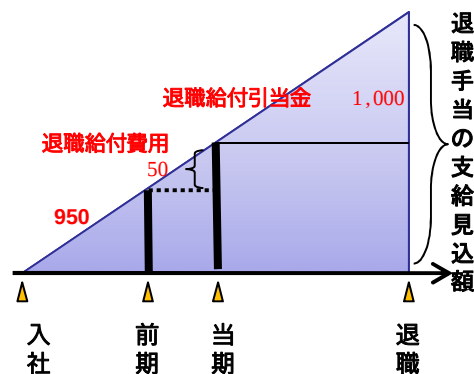
②-1 退職手当引当金

退職手当は、職員が提供した労働の対価として支払われる賃金の後払いと考えられ、職員の勤務に応じて年々発生しているものと考えられます。従って、当期発生したと考えられる費用は当期の行政コスト計算書に当期の費用として、また、当期末の時点で発生していると認められる退職給付は、当期末時点の貸借対照表に負債として（将来の負担として）見込額を計上することになります。

<計算方法>

ア：退職手当引当金の要引当金額は、財務諸表の作成基準日に在籍する職員（同日付で退職する職員を除く）が同日付で自己都合により退職した場合の退職手当支給見込額をもって算定します。

イ：アの算定は、郡山市職員の退職手当に関する条例（昭和40年条例第32号）等退職手当の支給に関する規定に基づき行います。

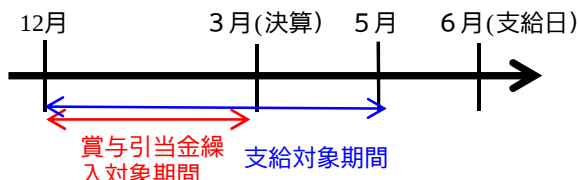


②-2 賞与引当金

賞与引当金とは、翌年度に支払うことが予定されている賞与のうち、当該会計年度の負担見込額です。例えば、6月に支給される賞与の支給対象期間が12月から5月だとすると、年度内の12月から3月までの4ヶ月分の労働の対価として、市は職員に期末・勤勉手当を支給する義務を負うこととなります。この負担義務分を当年度に負担すべき金額として負債に計上します。

<計算方法>

賞与引当金の要引当金額は、翌年6月に支払うことが予定されている期末・勤勉手当の金額に6分の4（12月～5月の6ヶ月のうち12月～3月の4ヶ月）を乗じて算定します。計算にあたり、市が負担する社会保険料（共済費）も含めることになります。



○支給金額（期末・勤勉手当、共済費）の金額 1,500
○計算

$$1,500 \times \frac{4 \text{ ヶ月 (12月～3月)}}{6 \text{ ヶ月 (12月～5月)}} = 1,000$$

3. 今後の予定

時期	内容
3月中	平成27年度中異動固定資産台帳への反映

◎ご質問等がございましたら、財政課までお問合せください。

連絡先：財政課 TEL:924-2908 FAX:931-3245 E-mail: zaisei@city.koriyama.fukushima.jp